

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第52回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年1月29日（水） 15:59～17:22

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、川濱 昇、佐々木 かをり、
関口 博正、辻 正次

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、
菊池 昌克（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
柴崎 哲也（事業政策課企画官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、
片桐 義博（料金サービス課企画官）、松井 正幸（電気通信利用情報政策室長）、
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）答申事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3061号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信
設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接
続料の改定等）について【諮問第3062号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信
設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係
る接続料の改定）について【諮問第3063号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信
設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度の次世代ネットワークに係

る接続料の改定) について【諮問第3064号】

開 会

○東海部会長 定刻でございますので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第52回）を開催させていただきます。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項3件でございます。

初めに、諮問第3061号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」、審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、平成25年12月17日開催の当部会において審議を行い、同年12月18日から平成26年1月17日まで意見募集を行いました。

本日は、意見募集の結果及び改正の概要を説明していただき、審議したいと思います。それでは、報告をお願いいたします。

○松井電気通信利用者情報政策室長 総務省の電気通信利用者情報政策室長の松井でございます。

まず、意見募集の結果でございますが、本件に対する意見提出はございませんでした。

また、本件についてですけれども、電気通信役務の契約締結時において義務づけられております電気通信事業者等による提供条件の説明について、その対象となる電気通信役務のうち公衆無線LANアクセスサービスの定義の見直しを行うものでございます。具体的には2点、1点目が、接続される移動端末の範囲の拡充、それから2点目が、設置形態に合わせた説明の追加でございます。

1点目につきましては、公衆無線LANアクセスサービスにより接続される移動端末の範囲の拡充につきまして、これまでモバイルパソコン等による利用が想定されておったところでございますが、スマートフォン等の普及に伴いまして当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開されている状況を踏まえて、接続される移動端末の範囲を拡充し、スマートフォンを含めた携帯電話端末等を接続するサービスを提供条件の説明義務の対象とするものでございます。

2点目でございますが、設置形態に合わせた設備の追加でございますけれども、公衆

無線LANアクセスサービスの形態が多様化しておりまして、設備の設置形態によって、現行において規定される設備の範囲に含まれないとされる設備を用いたサービス提供が行われる場合がございます。具体的には、同一の建物内、例えばカフェなどの飲食店、あるいは宿泊施設等が想定されますけれども、そこにおいて無線LANのアクセスポイントを設置する場合がございます。こうした場合におきましても、提供条件の説明義務の対象とされますように、今回の省令の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

- 東海部会長　ありがとうございます。関係者の方からのご質問はなかったということでございますけれども、どうぞ、委員の方々からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思っております。

特にございませんでしょうか。よろしければ、表紙を1枚おめくりいただきまして、答申書のごとく、諮問第3061号につきましては、答申案のとおりとさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

- 東海部会長　それでは、諮問事項に移りたいと思っております。

初めに、諮問第3062号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等）について」でございます。総務省から、まずご説明をいただきたいと思っております。

- 竹村料金サービス課長　それでは、お手元の資料52-2に基づきまして、実績原価方式に基づく平成26年度接続料の改定等についてご説明をいたします。

最初に、加入光ファイバとNGNを含めた今回の3件の申請の全体像をご説明いたします。資料の3ページをごらんください。「1. 接続約款の変更認可申請」についてでございます。電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他事業者の設備との接続に関し、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが義務づけられております。接続料は、総務省令で定める機能ごとに定めるとされておりまして、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして、接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするのが求められてございます。

4ページをおめくりください。この表におきまして、現時点で接続料規則第4条にお

いて40の接続機能が定められてございます。40機能のうち、接続料規則第5条で定められた12の機能、図のグレーのハッチをかけた部分でございますけれども、いわゆるLRIC方式により接続料を算定することとされております。本件申請では、LRICにより算定することとされている以外の機能について認可申請が行われたものでございます。このうち、オレンジの網かけがされた21の機能については、実績原価方式によるものでございまして、前々年度の接続会計を基礎として算定される設備管理運営費に他人資本費用等を加えて接続料原価を算定してございます。

一方、接続料規則第8条第2項ただし書におきましては、新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスに利用される機能等については、算定期間を5年までの期間の範囲内で定めることが可能とされてございまして、本件申請では、図の緑の網かけされた加入光ファイバについて原価の算定期間を3年間とする将来原価方式にて接続料が設定されております。また、青の網かけがされたNGNの4機能につきましては、原価の算定期間を1年間とする将来原価方式にて設定されてございます。

なお、5ページの冒頭にありますとおり、今般の接続約款の変更認可申請に併せて接続料規則第3条ただし書に基づき、機能ごとの接続料について、同規則の規定によらない旨、許可を求める申請が行われてございます。詳細は、参考の表をごらんいただきたいと思っております。

「2. 施設保全費等の配賦方法の見直し及び激変緩和措置」についてでございます。加入電話やDSLの契約者数が減少を続け、メタル回線の需要が減少することによりまして、ドライカップの接続料に実質的な影響が発生する一方、DSLサービスにつきましては、依然として600万を超える契約者が存在し、FTTHが未提供の地域の利用者にとってはDSLサービスが固定ブロードバンドサービスの唯一の選択肢となっているケースもございます。こうした事情を背景として、平成23年12月に情報通信審議会から、メタル回線接続料の算定のあり方について、さらなる適正化に向けた検討を行うことが適当との答申をいただきました。

同審議会の答申を踏まえて、総務省では平成24年11月から「メタル回線コストの在り方に関する検討会」を開催し、検討会の報告書（メタル検討会報告書）では、平成24年度に電柱・土木設備に係る施設保全費の配賦方法をケーブル長比から契約者数比へと見直し、平成25年度に故障修理・工事の設計・施工に係る配賦方法を見直すことが適当とされました。本件申請においては、電柱・土木設備に係る配賦方法の見直し実

施後の平成24年度接続会計をもとに平成26年度の接続料が設定されてございます。

また、メタル検討会報告書におきましては、次のページをめくっていただきまして、配賦方法の見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方で、加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果も有するため、配賦見直しの影響を受ける平成26年度、平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合に、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど緩和措置を講ずることも併せて提言されてございます。本件申請におきましては、加入光ファイバ接続料について、配賦方法の見直しに伴う接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置が講じられてございます。

それでは、7ページ以下で実績原価方式に基づく平成26年度接続料の改定について説明をさせていただきます。

8ページ以降で主な変更内容を説明いたします。「1」の「(1) 全体の傾向」でございすけれども、平成26年度の接続料については、一部のIP系設備に関するものを除き、レガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続してございます。一方、メタル検討会の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバにおける施設保全費等の配賦方法の見直しが行われた影響で、ドライカップ等のメタル回線に係る接続料については、低減はしているものの、加入光ファイバ接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置によりまして、前年度に比べると微減となっております。なお、平成24年度の実績費用と実績収入との乖離額は、調整額として平成26年度接続料の原価に算入されてございます。

「(2) 平成24年度に計上された災害特別損失の扱い」についてでございます。本件申請では、平成26年度接続料の算定に当たり、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成24年度に計上された災害特別損失78億円のうち被災した第一種指定電気設備の維持・運営に係るもの65億円について、平成26年度の接続料原価に算入をされてございます。昨年と同様、こうした措置を行うことによって接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。

「2. ドライカップ及びラインシェアリングの接続料」についてご説明をいたします。平成26年度の接続料改定におきましては、この接続料について幾つかの措置が講じられてございます。「(1)」でございすが、メタル検討会の提言を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直しに関する措置でございます。先ほど申し上げましたとおり、メタ

ル検討会では、電柱・土木設備に係る施設保全費等をメタル回線と光ファイバに配賦する方法について見直すことが適当というふうに提言されました。これを踏まえ、「(1)」の4つ目のパラグラフでございますが、NTT東西における接続会計が見直された結果、平成26年度のドライカップ接続料は前年に比べ、NTT東西でそれぞれ70円と57円低減することが見込まれたところでございます。

「(2)」でございます。一方、メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合に影響緩和措置を講ずることが併せて提言されてございます。

後ほどの資料でご説明いたしますけれども、加入光ファイバに係る接続料については、配賦方法の見直しを実施する場合、前年度より上昇することが見込まれるため、激変緩和措置を講ずることとしてございます。具体的には、加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に換算することとしてございます。激変緩和措置の影響は、図の表のとおりでございます。激変緩和措置を講ずることにつきまして、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。

最後に「(3)」でございます。平成25年度のドライカップ接続料につきましては、昨年度の本審議会の答申において、ドライカップ接続料に係る災害特別損失の相当分につきましては、その一部を平成26年度のドライカップ接続料原価に繰り延べて、平成25年度の接続料の上昇を抑制することが適当との考え方が示されたところでございます。このため、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成23年度に計上されました災害特別損失の一部、30億円を平成26年度に繰り延べて算定した経緯がございます。

10ページでございますが、本件申請におきましては、繰り延べられた災害特別損失が平成26年度のドライカップ接続料原価に算入されてございます。なお、こうした措置を講ずるため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。

以上の結果、ドライカップとラインシェアリングの平成26年度適用接続料は、10ページの表のとおり申請されてございます。

続いて、「3. 公衆電話機能の接続料」については、平成26年度の接続料改定に際し

まして2点の措置が行われてございます。第一に、「(1) 特設公衆電話に係る費用の扱い」についてでございます。いわゆる特設公衆電話は、災害時等に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話でございます。東日本大震災後は、避難所として指定される施設等にあらかじめ端末回線を設置し、災害発生後にその端末回線に電話機を接続して利用する事前設置型の特設公衆電話の設置が進められているものでございます。このコスト負担につきましては、10ページの最後のパラグラフにありますとおり、平成24年度以前においては、災害時に原則としてNTT東西が費用を負担して設置をしてまいりましたが、東日本大震災を受けまして、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められております。

平成25年度には、特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で、当該機能の接続料が設定されたところでございます。一方、平成25年度接続料改定に係る認可に際しましては、本審議会の答申では、「NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当」とされました。本審議会の答申を踏まえまして、NTT東西が平成25年5月から関係事業者32社と7回にわたり協議を行った結果、当該措置に代わる方法として、加入者交換機接続料として負担する方法や、事業者が電気通信番号数按分により負担する方法など複数案が示されたところでございます。しかし、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという意味で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達しました。このため、引き続き公衆電話接続料での負担を継続するということが全事業者の意見が合致したところでございます。したがって、本件申請においても、平成25年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入して接続料が算定されてございます。

なお、特設公衆電話に係る費用を公衆電話の接続料原価に算入することによりまして、公衆電話の利用者料金が値上がりするのではないかという懸念につきましては、当該算入を理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが本審議会の答申の趣旨に反しているということは事業者の間で理解されておまして、それを総務省や利用者が確認することができるよう、NTT東西から利用者料金の水準に関する資料が報告・

公表される予定になってございます。

次に、12ページでございますけれども、以上の結果、公衆電話発信機能等の接続料は、12ページの表のとおり申請をされてございます。

次に、特設公衆電話の事前設置の考え方でございます。審議会の答申におきましては、NTT東西において、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込みを総務省に報告し、公表することが適当とされてございます。この点についてNTT東西は、特設公衆電話の設置につきましては、原則として、国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市町村から設置要望があった避難所、それから、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、具体的に設置要望があり、かつNTT東西との設置協議が調った施設を対象に、施設収容人員100人当たり1台を基本として事前設置を行うこととしてございます。

最後に「(2)」でございますが、大規模災害時の公衆電話の通話料についてでございます。阪神・淡路大震災の際に、常設の公衆電話の利用の増加に伴いまして硬貨収納箱が満杯となり硬貨が使えなくなるなど、利用に支障を来したことを踏まえまして、NTT東西は、災害等緊急時には必要に応じて常設公衆電話の通話料を無料とすることにしてございます。例えば、NTT東日本は、東日本大震災が発生した平成22年度に市内通信等を無料としてございます。平成24年3月の情報通信審議会の答申におきましては、公衆電話の通話料無料化に係る損失の取扱いについて、「費用負担の在り方について、関係の電気通信事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえまして、関係事業者間で協議が進められてきました。平成25年12月に、大規模災害時の公衆電話通話料を無料とすることを決定する主体を料金設定事業者とすること、無料化した通話に係る接続料については事業者間で相互に精算対象外にすることについて合意が行われたことから、本件申請では、必要な規定が接続約款に整備をされてございます。

それから、13ページの「4.回線管理運営費」についてでございます。回線管理運営費とは、回線管理や接続料請求に係る機能を接続事業者が利用するための料金として設定するもので、平成26年度の接続料改定に際して2点の措置が行われてございます。

「(1)」、本件申請では、回線管理運営費を機能ごとに設定するのではなく、ラインシェアリングとドライカップ、加入光ファイバ等のラインシェアリング以外の回線全体に分けて回線管理運営費を設定しております。こうした措置は、ドライカップ、加入光ファイバといった機能ごとに接続料を設定すると、それぞれの料金水準に大きな差が生

じる状況にあったために実施されているものであり、平成26年度接続料についてもこれが当てはまることから、この措置が行われているものでございます。こうした措置を実施するために、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。

「(2)」のファイル連携システム開発費の取扱いについてでございます。接続事業者からNTT東西に対するラインシェアリング等の接続申込みを管理するDSL受付システムでは、従来、接続事業者とNTT東西との間の情報の授受は、FAXや電子メールで行われてまいりました。平成24年度に、誤送信を防止しセキュリティを向上することを目的として、接続事業者とNTT東西との間で電子ファイルの授受を可能とするファイル連携システムの運用が開始されました。一方、一部の事業者からは、当該システムについて、市場が縮退するサービスに係るシステム開発費用としては高額であり、過剰なセキュリティ対策であるという意見が示されまして、当該システムが一部では利用されていない状況にございます。本件申請では、当該システムのもたらすセキュリティ向上効果に鑑みまして、全ての事業者において当該システムの速やかな利用開始を図るために、当該システムの開発費用につきましては回線管理運営費の原価から控除するというようにしてございます。この措置を実施するために接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。

以上の結果、14ページの表でございますけれども、平成26年度の回線管理運営費が申請されてございます。

その他、各機能の主な接続料が15ページから17ページまでに記載されているので、ごらんいただきたいと思っております。

続いて18ページでございますが、工事費・手続費等についてご説明をいたします。NTT東西は、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、電気通信事業法施行規則第23条の4で定める事項、すなわち工事費、手続費等を接続約款に規定することが義務づけられてございます。今回の改定におきましては、「(1)」の表のとおり、NTT東西における従業員の年齢構成の変化等により労務費が低減し、作業単金が低減してございます。この影響を受けて、工事費・手続費については、「(2)」の表にありますとおり、前年度に比べて微減となっております。

「2」の料金回収手続費等についてでございます。NTT東西が接続事業者の利用者料金の請求・回収等を行う場合の手続費については、平成25年度までは実績原価方式

により算定されてまいりました。19ページの図を併せてごらんいただきたいと思いますが、例えば、携帯電話事業者が料金設定を行っているNTT東西の加入電話発・携帯電話着の通話につきましては、NTT東西が利用者に料金を請求・回収して携帯電話事業者への支払いを行っております。平成24年7月に、NTTグループの料金業務の一元化施策の一環として、NTT東西からNTTファイナンス株式会社へ料金債権が譲渡されました。これに伴い、NTTファイナンス社において料金請求・料金収納等に係るシステムの開発が行われました。その結果、当該システムの開発費用等の影響により、NTT東西がNTTファイナンス社へ支払う手数料を含む料金回収手数料等の原価が前年度に比べて上昇することになりました。平成26年度改定において、従前と同様に前々年度の費用、需要に基づき設定をする場合には、19ページの中ほどの表にございますとおり、システム開発に伴う原価の上昇により、前年度に比べて料金回収手数料等が急激に上昇することが見込まれてございます。このため、本件申請におきましては、料金回収手数料等の急激な変動を緩和するために、平成26年度から平成30年度までの5年間について、各年度の需要と費用を予測する将来原価方式を用いまして、料金回収手数料等が設定されてございます。平成26年度から平成30年度までの料金額は、20ページに記載のとおりでございますが、料金業務の一元化等による効率化等を加味して算定してございまして、平成24年度の実績に基づいて算定した場合に比べて概ね低廉な料金になっているところでございます。

続いて20ページの「3」でございます。接続約款では加入ダークファイバ等に係る接続工事等について、工事等を行う時刻を接続事業者が指定する際の手続費や工事費が設定されてございます。本件申請におきましては、一部事業者からの要望を踏まえ、接続工事を行う時刻について、現行の接続約款で規定されている平日昼間の時間帯以外の時間帯も指定することを可能とするとともに、当該指定に係る手続費や工事費が設定されてございます。平日の夜間、深夜、土日・祝日の手続費は、作業を開始するための事前の準備時間に再出社、再帰宅に要する時間を加え、作業単金を乗じて算定されているところでございます。

その他、主な工事費、手続費につきましては、23ページ、24ページをごらんいただきたいと思っております。

以上の申請につきまして審査を行った結果が25ページ以下でございます。本件について審査を行った結果、各審査事項につきましては、いずれも適当と認められるとして

ございます。審査事項16、26ページでございますけれども、先ほど概要をご説明した災害特別損失、特設公衆電話、配賦方法見直しの影響の緩和措置等について別記を付してございます。

27ページをごらんください。別記1でございます。3つ目のパラグラフにございますとおり、東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについては、NTT東西よりその内訳が示されてございます。この災害特別損失は、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものと認められ、東日本大震災の特殊性や接続料の算定に当たっては、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑み一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当としてございます。

それから別記2でございます。特設公衆電話に係る負担方法の在り方については、

「(1)」需要、すなわち災害時に発生するトラヒックで除して特設公衆電話に係る接続料というものを設定する考え方もございますが、その場合に、災害時等に、それまでに長年にわたり積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担するということになるおそれがあるため、こういった接続事業者の予見性を確保するためにも負担の平準化が必要であるということでございます。

「(2)」特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではございますけれども、災害時における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであることということでございます。

「(3)」平成25年度接続料改定の際の本審議会の答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者と協議を行った結果、引き続き公衆電話接続料での負担を継続するということが全事業者の意見が合致したということ、また、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することを理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが本審議会の答申の趣旨に反していると事業者間で理解されておりました、透明性を確保する観点から、NTT東西から利用者料金の数字に関する資料が報告・公表される予定になっているということでございます。

こうしたことから、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置について一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当というふうにしてございます。

それから「3」の施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和についてでございます。加入光ファイバに係る接続料原価から一部の費用を控除する措置につきましては、平成

26年度以降の加入光ファイバ接続料の審査結果、これは後ほど説明しますが、一定の合理性が認められることから、これを認めることを適当としてございます。その際の控除額をドライカップ等の接続料原価に加える措置につきましては、メタル検討会の提言を踏まえ、激変緩和措置に伴う控除額と同額をドライカップ等の接続料原価に加えるものであり、一定の合理性が認められることから、これを認めることは適当であるというふうにしてございます。

最後に「4. ファイル連携システム開発費の扱い」でございまして、ファイル連携システム開発費の費用負担の協議が継続し、一部事業者が当該システムが利用されない状況が続くよりも、関係する全事業者が本システムを利用し、速やかにセキュリティ向上を図ることが望ましいということが挙げられてございまして、一定の合理性が認められることから、開発費を接続料原価から除くということ認めることが適当であるというふうにしてございます。

以上の審査の結果でございまして、1ページに戻っていただきまして、諮問書におきましては、電気通信事業法の規定により認可をすることが適当としてございます。

それから最後に、1枚物の参考資料がこの別添についてございまして、「接続料と利用者料金との関係に関する検証」という資料でございまして、このいわゆるスタックテストにつきましては、後ほどNGNの接続料改定の説明の中で併せて説明をさせていただきます。

説明は以上でございまして。

○東海部会長 ありがとうございます。冒頭にお話ございましたように、今日の諮問事項3件、いずれも平成26年度もしくは平成26年度以降の接続料の改定に係るものでございまして、今ご説明いただいたのは、実績原価方式に基づく分としてのご説明でございました。幾つかの複数のサービス機能が含まれておりますので、一遍にすぐごらんいただくとなかなか厄介かと思っておりますけれども、どうぞ、ごらんになりながらご質問、ご意見いただきたいと思います。どうぞ。

○酒井委員 メタルのコストについてちょっと配賦をつけかえるとか、そういったところで、とりあえずの間メタルを、あまり負担が大きくならないようにという苦勞が相当見えるのですが、それ自身はある程度仕方ないかなと思っておりますが、本来光ファイバー移行を加速したい位なので、これはある程度何年かたつと、だんだんこういう過渡的な措置がなくなってくると理解してよろしいですね。抽象的な質問で恐縮ですが。

- 東海部会長　　いかがでしょうか。
- 竹村料金サービス課長　　傾向としては、メタルから光ファイバのほうに需要が移っていくことは望ましいというふうに考えてございまして、今回の措置は、あくまでもメタルから光ファイバに移行する際の経過的な措置だというふうに認識してございます。
- 東海部会長　　抽象的とおっしゃいましたけれども、大変大事な考え方だろうと思えますね、この時期において。したがって、我々もしっかりそういう方向を見きわめていかなきゃならないし、行政の中には、当然のことながらそういった意識をお持ちになって、こういう妥協的などといいますと語弊がありますけれども、措置をとろうとしているという理解でいいんじゃないかなと思います。
- 酒井委員　　わかりました。
- 東海部会長　　ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 辻委員　　ただ1点、この接続料は、ドミナントの回線使用者と接続事業者の負担の公平の問題が絡んでいて、費用の割り方にもかかわってくるから、単に下げていけばいいというものでもない。それに加えて長期と短期の間でのコンフリクトみたいなものがあるから、ご提案の案は非常に苦勞された結果になっているように思います。
- 酒井委員　　そうだと思いますので。
- 東海部会長　　大変大事なご意見だと思います。何かございますか。
- 竹村料金サービス課長　　まさに先生ご指摘のとおり、光ファイバの接続料を下げながら激変緩和をしていくということでございまして、その両方のバランスに配慮しながら調整をしていただいたものというふうに考えてございます。
- 東海部会長　　そんな意味では、今一番苦勞しているのかもしれませんが、この二、三年。あと少したちますと落ち着きを見せるというふうに考えてもいいのかなと。そのためのまた議論が進まなきゃいけないなというふうに思っております。
- ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。
- それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うこととしたいと思えます。
- 本件に関する意見招請は、従来どおり2回実施することといたしまして、平成25年度中に議論を深めることが各接続事業者等の利益につながると考えられることから、1回目の意見招請期間は2月19日水曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめるということではいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。よろしければ、その旨、決定することといたします。

○東海部会長　それでは、次に、諮問第3063号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について、審議をいたします。

同様に、まず総務省からご説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　では、お手元の資料52-3に基づきまして、加入光ファイバに係る接続料の改定についてご説明をいたします。4ページをごらんください。主な変更内容をご説明いたします。

まず、「1」の概要でございますけれども、加入光ファイバにつきましては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、接続料算定に当たっては、平成26年度から平成28年度までの3年間について年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いております。いわゆるシングルスター方式とシェアードアクセス方式に係る平成26年度以降の接続料の改定案は、この表のとおりでございます。各年度ともほぼ同額ずつ低廉化する案になってございます。

5ページでございますが、「2. 加入光ファイバ接続料の算定」についてでございます。加入光ファイバ接続料は、光ファイバ、FTM（加入光配線盤）、加算料の3つの要素から構成され、算定方法は、これら3つの要素につきまして需要と費用の予測値等から1芯当たりの単価を算定し、これらを合計した額に、特例的に認められております平成24年度、平成25年度の乖離額の調整を行い、メタル検討会報告書を踏まえた激変緩和措置を講じた上で接続料を設定してございます。

「(1) 光ファイバ及びFTMの1芯当たりの単価の算定の考え方」でございます。シングルスター方式の単価は、NTT東西の局舎から利用者宅までの光ファイバのコストを光ファイバの総芯線数で除して算定されてございます。シェアードアクセス方式の単価は、NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの光ファイバのコストを総芯線数で除して算定してございます。それからFTMの1芯当たりの単価は、FTMに係るコストを総芯線数で除して算定してございます。

「ア. 需要予測」でございます。需要につきましては、フレッツ光需要、ダークファ

イバ需要、専用線等需要に分けられているところをごさいます、それぞれについて予測を立てた上で、需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行ってごさいます。

6 ページのフレッツ光の契約数でごさいます。NTT東西ともに平成25年度事業計画と同数の50万契約の純増を予測してごさいます。シェアドアクセス方式に対応するフレッツ光ファミリータイプにつきましては、8ユーザーごとまでに1芯を使用するものとし、予測契約数に対して必要な芯線数を算出してごさいます。一方、シングルスター方式に対応するマンションタイプにつきましては、新たにNTT東西の光ファイバを引き込むマンションの数を予測しまして、そのマンションの規模等に依じて8、16、32ユーザーまでごとに1芯を使用するものとして必要な芯線数を算出してごさいます。

それからダークファイバにつきまして、シングルスター方式については、Wi-FiやLTEの普及拡大に伴う需要の増加が今後さらに拡大するものと想定して年度ごとの芯線数を予測してごさいます。具体的には、参考の表のN年度というところを平成25年度というふうに考えていただければというふうに思いますけれども、N年度はNマイナス1年度と同じだけ芯線数が増加するというごさいます。これは20増加すると。その後は、N年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均、20マイナス8の12と、8マイナス6の平均である7を加えた芯線数が増加するというごさいます。Nプラス1年度には27増加するというごさいます。シェアドアクセス方式につきましては、FTTHサービスの成長は鈍化していますものの、新規参入事業者や既存事業者のエリア拡大の動向を踏まえ、今後も需要が拡大するものと想定して算出してごさいます。

それから、7ページ「③」の専用線等につきましては、これまでと同様に芯線数は減少するものと予想してごさいます。

以上より、総芯線数は7ページの表のとおりと予想してごさいます。

次に、「イ.光ファイバ及びFTMの設備コストの予測」でごさいます。光ファイバ等のコストにつきましては、平成24年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成28年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮して算定してごさいます。また、光ファイバのコストのうちシェアドアクセス方式については、シングルスター方式による光ファイバの総コストのうち、引き込み線以外の部分を算定したものでごさいます。

この結果、設備コストにつきましては8ページの表のとおりになってございます。

なお、エリアカバー率、予測期間における利用芯線の割合、1芯当たり契約数についても8ページに参考として記載してございますので、ご参考にごらんいただければと思います。

次に、「2) 施設設置負担金加算料の算定」でございます。NTT東西のサービスには、INS1500など契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービスと、フレッツ光など支払わないサービスがあり、負担金を一括して支払わないサービスでは月額の利用料に負担金相当額が加算されてございます。そこで、光ファイバ接続料の算定に当たりましては、まずは全てのサービスにおいて負担金を一括して支払われたものとみなして接続料原価を算定しまして、その上で負担金を一括して支払うサービスにつきましては、施設設置負担加算料を接続料単価に加えることで最終的な接続料を設定するというものでございます。加算料の具体的な金額につきましては、9ページの表のとおりでございます。

次に、「(2)」の現行算定期間において生じた乖離額の調整についてご説明をいたします。接続料規則におきましては、新規かつ相当の需要が見込めるサービスに係る接続料を将来原価方式で算定した場合の調整額はゼロというふうに規定されてございまして、実績費用と実績収入の差額を接続料原価へ算入することは原則として認められてございません。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料におきましては、特例的に乖離額調整を行うことにされてございます。これは各年度における実績費用と実績収入の差額を翌々年度の接続料原価に算入するものでございます。本件申請では、平成24年度実績に基づく乖離額を平成26年度の接続料において、平成25年度見込みに基づく乖離額を平成27年度接続料においてそれぞれ調整を行うこととしてございます。さらに、NTT東日本におきましては、平成24年度の災害特別損失を加味して、最終的に10ページの中ほどのような乖離額を原価に算入することとしてございます。

それから続いて「(3)」のメタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置についてご説明をいたします。先ほどご説明したとおり、メタル検討会報告書を踏まえまして、NTT東西は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しを平成24年度会計及び平成25年度会計において実施してございます。メタル検討会報告書におきましては、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講じる

ことが提言されてございます。これを踏まえまして、平成25年度の適用接続料と平成28年度の接続料単金を基にしまして、平成26年度から平成28年度までの間、接続料が毎年度ほぼ同額ずつ低廉化するように、平成26年度と平成27年度の接続料について、11ページのグラフにありますとおり激変緩和措置が講じられているものでございます。

以上、(1)から(3)までのプロセスによりまして、平成26年度から平成28年度までの加入光ファイバの接続料の改定案について、シングルスター方式については12ページ、シェアドアクセス方式については13ページにそれぞれ記載されているところでございます。

続きまして、14ページの「3」、いわゆるエントリーメニューについてでございます。これは平成24年3月の本審議会答申を受けまして平成24年9月に接続約款に盛り込まれたものでございますが、接続事業者の新規参入当初の負担を減じることを目的としてつくられたシェアドアクセス方式の一メニューでございます。本件申請では、現在設定されております平成25年度適用開始分のエントリーメニューに係る接続料について、本審議会の答申を踏まえた算定方法により、平成26年度適用開始分のものに変更するものでございます。ごらんのとおり、1年目の接続料を低く抑え、3年目の接続料を通常より高額とするような料金体系になってございます。

次に、「4」でございます。本件申請接続料の算定期間において生じる乖離額の調整についてでございます。本件申請では、現行接続料の算定期間と同様に、平成26年度から平成28年度までの各年度における費用の実績値と収入の実績値の差額について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする乖離額調整の仕組みが盛り込まれているところでございます。

15ページの上の図をごらんいただければと思いますけれども、平成26年度、平成27年度、平成28年度に生じた乖離額をそれぞれ平成28年度、平成29年度、平成30年度において調整をすることとしてございます。乖離額調整については、現行接続料規則上、将来原価方式における調整額はゼロと規定されておりまして、乖離額調整が認められておりません。これは、将来原価方式では申請者が自らの経営情報や経営判断に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には、予測を行った申請者は自ら責任を負うべきものとの考え方に基づくものでございます。

現行接続料については、平成23年の本審議会の答申において、この算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められたものでございます。

15ページの最後のパラグラフでございますが、今回、平成26年度から平成28年度につきましても乖離額調整を実施する理由として、NTT東西からは、将来原価方式につきましても、一定の予測に基づく算定方式であり、実績原価・需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の経営戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること。また、16ページでございますけれども、IPブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること。さらに、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等が挙げられてございます。

以上の申請を踏まえた審査結果でございます。17ページをごらんください。本件について審査を行った結果、各審査事項についていずれも適当と認められるというふうにしてございますけれども、18ページの審査事項16につきましては、先ほど概要をご説明した配賦方法見直しの影響の緩和措置について別記を付してございます。

まず、別記1でございます。激変緩和措置につきましては、検討した結果、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当というふうにしてございます。その理由として、まず、「(1)」にありますとおり、激変緩和措置の規模が配賦見直しの影響額の範囲内であるかどうかを見てみたところ、「(1)」の2つ目のパラグラフをごらんいただきたいと思っておりますけれども、NTT東西とも、激変緩和措置が配賦方法の見直しに伴う影響額の範囲内にとどまるというふうにと認められるところでございます。

続きまして20ページの「(2)」でございます。また、先ほどご説明したとおり、本件申請における激変緩和措置は、平成26年度から平成28年度までの接続料を毎年度同額程度低減化させるものとなっております。これらの措置によりまして、加入光ファイバ接続料の低廉化が引き続き図られ、FTTH市場の活性化が期待できることから、サービスの提供コストを低廉化し、事業者間競争を促進するという政策的要請にも合致する妥当なものであると認められるというふうにしてございます。

(3)でございます。メタル検討会報告書では、平成26年度、平成27年度の加入光ファイバ接続料について、その水準が前年度より上昇する場合に激変緩和措置をとることが適当とされてございます。この点につきましては、激変緩和措置を講じない場合の

平成26年度及び平成27年度における接続料は、20ページの表にごらんいただけるとおり、NTT東西ともに前年度の接続料を上回っているものというふうに認められるところでございます。

21ページの「2」でございます。本件申請接続料の算定期間、平成26年度から平成28年度において生じる乖離額の調整についてでございます。6つ目のパラグラフにありますとおり、乖離額の調整につきましては、検討した結果、今回の接続料算定期間に限り特例的に認めることが適当というふうにしてございます。

その理由でございますが、まず、「(1)」にありますとおり、NTT東西利用分の需要予測につきましては、本件申請に用いられているフレッツ光契約者数の需要予測は、21ページの表のとおりでございますけれども、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要見積りが行われているものというふうに評価してございます。

次に「(2)」でございますが、他事業者分についてもこれまでの利用動向や市場動向を踏まえるだけではなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測しつつ、シングルスター方式でNTT東日本が3年間で25万芯、NTT西日本は19万芯の増加を見込んでございまして、また、シェアアクセス方式についてもNTT東日本が24.5万芯、西日本は17万芯の増加を見込んでございまして、これまでの実績を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んでいるものと評価できるとしてございます。

このように積極的な需要増加を見込んでいるために、23ページの1つ目のパラグラフにございますとおり、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当としてございます。

さらに「(3)」でございますけれども、乖離額が生じた場合の調整を速やかに行うということにしてございまして、他事業者の予見性を一定程度確保しているというふうに認められます。また、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、複数算定期間に分けて接続料原価に加えるなど、激変緩和措置を講じることとされてございます。

最後に、別記3でございます。23ページの一番下のところでございますが、東日本

大震災に起因する災害特別損失の扱いについてでございます。本件申請では、平成24年度に計上された災害特別損失78億円のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの65億円を平成26年度の接続料原価の算定に必要となる平成24年度の実績費用に算入する措置がとられているところでございます。こうした措置につきましては、東日本大震災の特殊性ですとか接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められるという点から、これを認めることは適当としているところでございます。

以上の結果、資料の1ページに戻っていただきたいと思いますが、諮問書におきましては、電気通信事業法の規定により認可することが適当としてございます。

最後に、スタックテストにつきましては、参考資料についてでございますけれども、後ほどNGNの接続料改定の説明の中でまとめて説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。先ほどの実績原価方式とは異なり、加入光ファイバでございますので、将来原価方式に基づく接続料の改定に関するご説明でございました。どうぞ、ご意見もしくはご質問いただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。もし特に何かご発言ございませんようでしたら、本件につきましては、先ほどの諮問案件と同様に2回の意見招請を行わせていただいて、その後、接続委員会において調査・検討をしていただいた上で、最終的に当部会としての答申をまとめるということではいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。

○東海部会長 最後に、諮問第3064号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、平成26年度の次世代ネットワーク、いわゆるNGNに係る接続料の改定について審議をいたします。

まず、総務省からご説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、お手元の資料52-4に基づきまして、平成26年度のNGNに係る接続料の改定についてご説明いたします。

3ページをおめくりいただきたいと思いますが、NGNにつきましては、收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能の4の機能について接続料が設定されてございます。

5 ページ以降で今回の主な変更内容をご説明いたします。「1. (1) 平成26年度接続料の概要」についてでございます。本件申請では、NGNがサービス開始から日が浅く、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、平成26年度接続料は将来原価方式で算定されてございます。その際、今後の接続事業者の利用状況等によりNGNの需要、すなわちトラフィックが大きく変化する可能性もあることから、算定期間を1年として接続料が設定されてございます。ページ中ほどの表に接続料の改定案を記載してございますけれども、NGNの各機能のうち収容局接続機能については、原価に加算する調整額相当額等の影響によりまして接続料が値上がりしてございます。一方、IGS接続機能につきましては、需要の増加及び費用の低減が見込まれるため、接続料につきましては引き続き低廉化をしてございます。

「(2) 地域IP網の中継局接続機能及び収容局接続機能の一部の廃止に伴う調整額相当額の扱い」についてでございます。NTT東西におきましては、平成23年度から順次地域IP網をNGNに移行させており、NTT東西とも平成24年度末までに移行を完了してございます。この移行に伴い、地域IP網に係る中継局接続機能は全てが利用されなくなったために、当該機能に係る接続料規則の関連規定は既に削除されてございます。また、地域IP網に係る収容局接続機能については、一部品目が利用されなくなったため、当該品目に係る接続約款の規定は既に削除されておりますけれども、接続料規則の関連規定は削除されてございません。

6 ページをおめくりいただきまして、いずれの機能につきましてもこれらが利用されていた平成24年度における実績費用及び調整額と実績収入の乖離額は既に発生してございますけれども、既に機能が廃止されているため、これを各機能の調整額として次々年度に調整をするという通常の方法をとることができない状況にございます。そこで、本件申請におきましては、地域IP網に係る中継局接続機能については、接続料規則の一部を改正する省令の附則において、平成26年度調整額相当額をNGNの中継局接続機能の接続料原価に加算することが経過措置として定められておりますため、この規定にのっとり処理をすることとされてございます。

また、地域IP網に係る収容局接続機能については、一部の品目が接続約款の規定から削除されたに過ぎず、接続料規則の改正が行われていないために、平成26年度調整額相当額に関する規定が接続料規則にはございません。しかし、地域IP網からNGNへの移行により地域IP網の収容局接続機能がNGNの収容局接続機能に移行したこと

を踏まえ、適正なコスト負担を実現する観点から、平成26年度調整額相当額をNGNの收容局接続機能の原価に加算する必要があります。こうした措置を行うことにつきまして、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が認可申請と併せて行われているものでございます。

「2. 接続料の算定（1）需要の予測」についてでございます。需要につきましては、まずフレッツ光及びひかり電話の各年度の契約数を予測し、次にその契約者にNGNの各サービスを提供するために必要な機能ごとの需要を求める方法で予測をされましてございます。フレッツ光につきましては、NTT東西いずれも平成25年度、平成26年度ともに50万契約の純増、ひかり電話については、NTT東日本は平成25年度、平成26年度ともに70万チャンネルの純増、NTT西日本では平成25年度、平成26年度ともに55万チャンネルの純増というふうに予測してございます。

7ページを見ていただきまして、予測した数の契約者に対してNGNを用いる各サービスを提供するために必要な各機能の需要をそれぞれ予測しております。その方法につきましては、收容局接続機能の需要につきましては、平成24年度の実績を基にNGNのエリア展開等を踏まえて收容ルータの装置数を予測しております。IGS接続機能の需要につきましては、平成24年度の実績を基に、ひかり電話等の増加を踏まえ、IGS経由の通信回数及び通信時間を予測してございます。中継局接続機能の需要につきましては、平成24年度の実績を基に、ひかり電話等の増加等を踏まえてGWルータのポート数を予測してございます。結果として、7ページの表のように需要を予測しているところでございます。

次に「（2）接続料原価の算定」でございます。接続料の算定に用いられ、接続料原価は、3段階のフローにより算定されてございます。第一に、平成24年度接続会計をベースとしてNGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコストを算定いたします。第二に、Step1で算定したコストを、コストドライバを用い、関係する機能へ配賦いたします。第三に、先ほど説明した地域IP網の收容局接続機能及び中継局接続機能に係る平成26年度調整額相当額をNGNの收容局接続機能及び中継局接続機能の原価にそれぞれ算入いたします。

それではまずStep1でございます。設備別コストの算定についてでございますけれども、平成26年度までのNGN及びひかり電話網のコストにつきましては、平成24年度接続会計における費用をベースとして、平成26年度までの取得固定資産価額の

伸び率等を考慮することにより予測をさせていただきます。予測されたコストについては、8ページの表のとおりとなっております。

続いてStep 2でございますが、設備別コストのうち、8ページの下の表の左の欄にある設備につきましては、各機能の固有の設備でございますため、そのコストを関係する右欄の機能に直課してございます。それから直課可能な設備以外の設備につきましては、共用設備として各機能へとコスト配賦することになります。

まず、その前提として、今回は収容ルータ等について従来と異なる整理が行われているので、ご説明をしたいと思います。9ページでございますけれども、従来、収容ルータは、収容局接続機能の固有設備として整理され、そのコストは収容局接続機能に直課をされてまいりました。その理由としては、フレッツ光ネクストへの加入がNGNの他のサービスを利用するための前提となっているため、収容ルータには、例えばひかり電話の呼も流れますけれども、収容ルータの設備コストは、フレッツ光ネクストに係る機能（収容局接続機能）にのみ算入することが適当という考え方が「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書において示されているものでございます。

これに対しまして、今般、フレッツ光ネクストへの加入を前提としないIP電話サービス、いわゆる光IP電話のみメニューというふうについてございますけれども、こうしたサービスの提供がNTT東西の一部地域で開始され、あるいは開始される見込みであるという状況でございます。こうしたことから、従来の前提の一部が成り立たなくなったために、本件申請においては、適正なコスト負担を確保する観点から、中継ルータ及び伝送路に加えて収容ルータについても共用設備として整理をしているものでございます。

続きまして、「イ. 共用設備コストを配賦するための「ポート実績トラヒック比」の算出」でございます。共用設備に係るコストはコストドライバを用いて関係する機能へと配賦することとされております。このドライバとしては、従来の算定と同様、共用設備ごとに算出されるポート実績トラヒック比が採用されているところでございます。このポート実績トラヒック比は、まず、各エッジ設備のポートを通過する平成24年度1年間のトラヒックを集計し、それぞれのエッジ設備が対応する機能ごとのトラヒックを算出した後に、機能ごとのトラヒック小計をエッジ設備全体の総トラヒックで除すことにより算出される比率でございます。

10ページの上の表をごらんください。このポート実績トラヒック比の算出過程を簡

単に説明しますと、まず、図の左のエッジ設備別の実績トラフィック比に共用設備の性質に応じましてQoS換算係数や帯域換算係数といったものを適用いたします。これによりまして換算後のエッジ設備別実績トラフィックを算出し、それらにポート数を乗じた上で機能ごとに合算することによりまして、機能ポート別実績トラフィックの小計を算出いたします。これを総トラフィックで除すことによりまして、ポート実績トラフィック比が算出されるものでございます。ここでQoS換算係数とは、通信品質を確保する通信においては、通信そのものに必要な帯域に対して一定の帯域を上乗せしていることを踏まえまして、当該上乗せ帯域も含めたトラフィックを推計するために用いるものでございます。また、帯域換算計数とは、IP系の装置が帯域差ほどには装置価格差が生じないものであるということ、すなわちスケールメリットが働く点に着目しまして、スケールメリットを勘案した場合のトラフィックを推計するために用いるものでございます。

続きまして、「ウ.「ポート実績トラフィック比」を用いた共用設備コストの配賦」についてでございます。中継ルータと中継ダークファイバを除く伝送路を通過するトラフィックはNGNにおける全設備を通過いたします。こうしたことから、これらの設備のコストについては、QoS換算及び帯域換算後ポート実績トラフィック比、10ページの上の図でいきますとA''、B''、C''、D''によりまして、各接続機能に配賦いたします。一方、中継ダークファイバについては、IP系装置特有のスケールメリットが働かないため、帯域換算計数を加味せずにQoS換算後、ポート実績トラフィック比、この図ではA'、B'、C'、D'になりますけれども、各接続機能に配賦いたします。

次に、収容ルータのコストの配賦についてでございます。フレッツ光への加入を前提としないIP電話、いわゆる光IP電話のみメニューに係るトラフィックは、収容局接続機能に関するエッジ設備を通過いたしません。このため、収容ルータのコストについては、QoS換算及び帯域換算後ポート実績トラフィック比やひかり電話の契約数に占める光IP電話のみメニュー契約数の割合などを用いて、光IP電話のみメニューのコストをIGS接続機能、中継局接続機能等に配賦した上で、残りを収容局接続機能に配賦することといたしております。

最後に、収容ルータ（法人向けIP電話）を通過するトラフィックにつきましては、収容局接続機能に関するエッジ設備を通過しないために、当該設備に係る費用につきましては、IGS接続機能、中継局接続機能及び未アンバンドル機能のQoS換算及び帯域換算後ポート実績トラフィック比によりまして各接続機能に配賦をされてございます。

以上によります共用設備コストの配賦結果は、11ページにあります表の太枠内のおりとなっております。

その次のページでございますが、SIPサーバのコストの配賦でございます。SIPサーバのコストにつきましては、通信回数比により各機能に配賦をさせていただきます。通信回数比は、平成24年度の通信実績をもとに、ひかり電話の増加等を踏まえて推計した平成26年度のサービス別の通信回数を用いて算出されており、コスト配賦結果は12ページの表のとおりとなっております。

13ページのStep3でございます。先ほど述べましたとおり、地域IP網の収容局接続機能に係る平成26年度調整額相当額については、NGNの収容局接続機能の原価に、中継局接続機能の平成26年度調整額相当額については、NGNの中継局接続機能の接続料原価にそれぞれ加算をさせていただきます。加算される額は、13ページの表にあるとおりでございます。

14ページでございますが、以上によりまして、機能ごとの接続料原価が表のとおり算出されております。表の一番下のところにそれぞれ接続料原価が記載をさせていただきます。この接続料原価を先ほどの需要で除すことによりまして、機能ごとの接続料が15ページの表のとおり算定されるわけでございます。

次に16ページでございますが、イーサネット接続機能に関する接続料の改定でございます。NGNのイーサネット接続機能に係る平成26年度接続料については、ほかのNGN機能と同様に1年間の将来原価により算定してございます。具体的には、平成24年度の接続会計における第一種指定設備のうち、NGNイーサネットに係る設備のコストをベースに、昨年度と同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえて予測した平成26年度の固定資産価額の伸び率などを考慮した上で、各費用の算定を行ってございます。16ページの図にありますとおり、①から④の階梯別に設定をさせていただきます。この表にありますとおり、①のアクセス回線は回線ごと、④のGWスイッチは装置ごとに接続料が設定されてございます。②のMA内設備と③の県内中継設備においては、使用する帯域において接続料が決まる料金体系となっております。

17ページでございます。需要の予測につきましては、まずイーサネットサービスの年度末のアクセス回線数を予測し、次にその予測アクセス回線数を基にイーサネットサービス提供に必要な階梯ごとの需要を求める方法により予測されてございます。サービスに用いられるアクセス回線数は、NTT東日本において平成25年度、平成26

年度ともに1.3万回線の純増、NTT西日本においては平成25年度は1.6万回線、平成26年度は0.9万回線の純増と予測してございます。アクセス回線数の予測を踏まえ、イーサネットサービスを利用するために必要な階梯ごとの需要を予測してございます。なお、MA内設備及び県内中継設備の利用帯域を予測する際には、PVC換算係数及び帯域換算係数が用いられているものでございます。ここで、PVC換算係数でございませけれども、PVCと比較してCUGのほうがネットワークの契約帯域に対する利用帯域が小さくなるということを踏まえて、当該利用帯域の差を勘案した利用帯域を推計するために用いられているものでございます。

以上によりまして、19ページにいきまして、接続料原価の算定についてでございます。NGNイーサネットの平成26年度接続料原価の算定に当たっては、先ほど説明したプロセスによっておりまして、表に記載のとおり、設備管理運営費等を予測してございます。その上で、NGNイーサネットを構成する設備のうち、収容スイッチ、中継スイッチ、GWスイッチと局内メディアコンバータに係るコストは、関係する階梯別コストに直課し、伝送路のコストは関係する階梯別コストに配賦をいたしております。このような過程によりまして、最終的に19ページの下の表のとおり、階梯ごとの接続料原価が算定されることとなります。

それから、20ページの「(3) 接続料の算定」でございます。イーサネット接続機能の接続料につきましては、「(2)」で算定した階梯ごとの接続料原価を階梯ごとの需要で除して算定することとなります。具体的には、アクセス回線については局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除した上で、加入光ファイバ接続料を加算して算定してございます。MA内設備につきましては、MA内設備の単位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じて算定してございます。③の県内中継設備については、県内中継設備の単位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じて算定をしてございます。④のGWスイッチについては、GWスイッチのコストをGWスイッチ装置数で除して算定をしてございます。

こうした計算の結果、接続料は、21ページ及び22ページの表のとおり設定をされているというところでございます。

以上の申請を踏まえました審査の結果でございます。23ページ、24ページをござらんください。本件において審査を行った結果、各審査事項について、いずれも適当と認められるということにしてございます。24ページ、審査事項16において、先ほど概

要をご説明した地域 I P 網の中継局接続機能及び収容局接続機能の一部に係る調整額相当額の加算について、別記を付してございます。25 ページの別記をごらんください。

2 つ目のパラグラフのところでございますが、地域 I P 網に係る中継局接続機能については、接続料規則の一部を改正する省令の附則において、NGN の中継局接続機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成 25 年 12 月末のいずれか遅い日において、他事業者が当該機能を利用する旨の接続請求を新たに行っていない場合には、当該機能に係る平成 26 年度調整額相当額を NGN の中継局接続機能の接続料原価に加算することが経過措置として認められてございます。本件申請の申請日、これは平成 26 年 1 月 21 日でございますけれども、地域 I P 網に係る中継局接続機能について他事業者から新たな接続請求が行われていないために、当該機能に係る平成 26 年度調整額相当額を NGN の中継局接続機能の接続料原価に加算することは、接続料規則の一部を改正する省令の附則に定める方法によるものと認められるというふうにしてございます。

最後のパラグラフでございますが、地域 I P 網に係る収容局接続機能については、こうした経過措置の規定がないために、当該機能に係る平成 26 年度調整額相当額を NGN の収容局接続機能の接続料原価に加算することについて、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が行われてございます。この点につきましては、地域 I P 網の収容局接続機能の NGN の収容局接続機能への移行に伴いまして、地域 I P 網の接続事業者は NGN の接続事業者になること、また、地域 I P 網と NGN の接続機能につきましては、実質的に利用する接続事業者に変わりがないこと、すなわち、NTT 東西以外の利用実績がないということも踏まえまして、地域 I P 網の平成 26 年度調整額相当額を NGN の接続料原価に加えた上で接続料を算定することは、適正なコストの反映を図る観点から一定の合理性があるというふうに認められるということになってございます。

以上によりまして、資料 1 ページに戻っていただきますと、諮問書におきましては、電気通信事業法の規定により認可することが適当というふうにしてございます。

最後に、別添の参考資料に基づきまして、接続料と利用者料金の関係に関する検証についてご説明をいたします。

これはいわゆるスタックテストと言われるものでございまして、平成 19 年に情報通信審議会の答申を受けまして、総務省がスタックテストのガイドラインを策定しておりまして、具体的な検証方法につきましては、2 ページの中ほどにありますとおり、「検

証1」)としまして、各サービスメニューについて利用者料金が接続料金を上回っているかどうかという検証。2つ目の検証としまして、各サービスブランドについて営業費相当分が営業費の基準値、これは利用者料金の20%とされておりますけれども、これを上回っているかどうかということを検証するという事になってございます。検証の結果は3ページの表のとおりでございます。4ページにありますとおり、このいずれのサービスにつきましても利用者料金が接続料を上回っているということでございまして、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているというために接続料が不適正であるとは認められないということになってございます。

5ページに委員限りの資料をつけておりますので、適宜ご確認をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。NGNの接続料改定の問題についてご説明をいただきました。先ほどの加入光ファイバと同様に将来原価方式でありますけれども、そのサービス提供から日が浅いという意味から、算定期間が1年というところ、異なるところでございます。また、例年と異なる扱いが1点、収容ルータについてございました。ご確認いただいてご質問いただきたいと思います。

どうぞ。

○酒井委員 多分、今までにも出ていたことだと思うので確認なのですが、この資料52-4の10ページのところで、QoS換算係数で、通信品質を確保するQoS通信においては、通信そのものに必要な帯域に対して一定の帯域を上乗せしているという形で書いてありますが、通信そのものに必要な帯域というものは、これは平均的な流れている量でしたっけ。それとも、何か別の量なのか、もしわかりましたら教えてください。

○竹村料金サービス課長 必要な帯域の計算において、QoS通信に求められているサービスについてはこういう計算をしているということで受けとめてございます。具体的にNTT東西の回線設計の中でどういうふうな取り扱いをしているかについては、確認させていただきます。

○酒井委員 わかりました。ちょっと細かい話でしたので、また後で結構ですから、教えてください。

それからもう1点、光回線電話というのは、要するにIP電話だけというひかり電話だと思っておりますが、これは基本料は幾らぐらいでやっているんですか。

○竹村料金サービス課長　基本的に、今のメタルの加入電話と同じ金額でやってごさいます。

○酒井委員　同じですか。わかりました。

○東海部会長　よろしゅうございましょうか。

○酒井委員　はい、結構です。

○東海部会長　ほかにいかがでございましょうか。

特にご発言ございませんでしょうか。それでは、本件につきましては、先ほど、前に諮問が2件ございましてけれども、その諮問案件と同様に2回の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

よろしければ、その旨、決定することといたします。

○東海部会長　以上で本日の審議は終了でございます。委員の皆様から何かご発言ございましょうか。あるいは事務局から何かございませうか。よろしゅうございませうか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会でございます。ありがとうございました。

閉　　会